

學校教育法における幼稚園

(一)

—講習筆記—

倉橋惣三

新しくなつた幼稚園

—先ず「教育基本法」から—

序説

幼稚園はこの昭和二十二年四月一日から新しくなつた。今までの幼稚園令は廢止せられて、新しい「教育基本法」に基く、新しい「學校教育法」の中の幼稚園となつたのである。新しい意味において、新しく感じる必要がある。「今までの幼稚園令によつた幼稚園とちがうことを、はつきり考えなければならない。それで先ず、新しい教育基本法との關係からお話して行かなければならぬ。一體「教育の目的」と云う言葉があるが、これに二つの意味がある。われわれが實際行つてゐるそ

れどの部分の教育の目的と、その大本である國の教育全體としての目的である。幼兒教育の目的は幼兒といふ對象と、幼稚園という特殊な場所に於ける目的であるが、その根本には國の教育全體としての目的といふ大きな目的があるのを忘れてはならない。それども學校の先生はその學校の目的を以てその日々を教育するが、それはいつも國の教育全體の大きい目的に結びつき、そこから發している。それを忘れては本據のない出先の仕事をするだけになつてしまふ。ところが幼稚園は同じ國の教育でありながら、學校でないといふところから、なんとなく、その點の考え方へ缺陷があつた。すなむち幼稚園も、國の大きな教育目的から出發してい

るものであり、常にそこへ逆上ることなくしては、本當に幼稚園の解釋は出來ぬといふ心もちが、少し缺けていたようである。ところで、今までとはとにかく、新たに幼稚園が學校教育法の中に位置をもつた今日、その點がしつかり考えられなければならない。同じ學校教育法の中にある大學・高等學校・中學校・小學校それべくの目的と幼稚園の目的とは、その部分的目的としては勿論違つてゐるが、學校教育法としての目的においては同一根源に立つてゐる。殊に今度の學校教育法では、その各學校の目的が一貫してゐる。教育の程度はちがひ、教育の質に於て差別はあるが、縱には一貫の連絡が考えられるのである。幼稚園のことを考へるに當つても、これをよく味わふなくてはならない。それを忘れては、根のない枝を眺めているようなものである。但、學校教育法には、各學校の目的は指示されてゐるが、この大もとの目的は一々書いてない。それを示してゐるのが「教育基本法」である。わが國の教育でこの教育基本法に基づいていなければならぬ。従つて、幼稚園も、その大本の目的を「教育基本法」にさかのばつて考へなければ明かでないのである。勿論「教育基本法」に保育のことは書いてないが、その根本的目的に就ては、そこからの研究が大切である。今まで皆さんが、幼児とあどけなく遊ぶ間にもたえず「教育勅語」に立脚する事を忘れては、なかつた如く、これからはすべて「教育基本法」に立脚しなければならないのである。まあいつてみれば、あなたはどうして幼児保育に熱心なのかと聞かれた時、「私は幼児が好き

である。幼児と遊ぶのが樂しい」というだけではなく、幼稚園の目的のためには、「教育基本法」の目的を幼児に於て實現するためにと答へなければならぬ譯である。我々は花を愛すると共に、それが枝につき幹につき大地についている事を忘れる事は出来ない。それと同じ意味に於て、幼児教育者は「教育基本法」を忘れてはならない。又これをもつとさかのばれば新憲法に基づいてゐるのである。

一 教育基本法——第一條（教育の目的）

教育基本法は前文と、條文とから成りてゐる。其第一條に教育の目的が明示してある。

『教育は人格の完成をめざし、平和的な國家及び社會の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行わねければならない。』

幼稚園の目的をこのまゝの言葉であらわす事は難しく。しかしこれが幼稚園の目的である。我々の幼稚園も日本の幼稚園である限り、この根本目的を離れて存在しない。そこでこれが幼稚園に如何に結びつかについて考えてみる。

最初に「教育は人格の完成をめざし」とあるが、幼稚園教育も亦「人格の完成」をめざすのである。幼稚園令には「心身ヲ健全ニ發達セシム」とあり、今度の幼稚園目的にも「心

身の發達を助長し」とあり、この言葉はたしかに幼兒・發達段階にふさわしい言葉であるが、心身の發達は、教育的には、人格の完成をめざすことに他ならない。幼兒の人格完成をめざすことなしに、たゞ歌をうたい、遊戯をし、畫をかいしているのでは、幼兒のお相手であつて教育ではない。但、人格の完成ということは容易のことではなく、教育ではそれをめざしているのである。めざすと、うことにおいて幼稚園も、他の教育と共に少しもかわりはない。人格完成といふことは小學校・中學校・高等学校・大學でも容易でないが、その完成の長い大きい仕事をめざすことにおいて幼稚園も當然參加している。さてこゝで特に注意をひきたいのはめざすといふことである。めざすといふのは、先きをねらつてゐるということである。あの幼い子に、「人格完成して頂戴」「若し人格が完成出来たら、知らしてくれよ」と云つてみたところでは實にたわいがない。又、めざすとは、今いるところから先きを望んでいることである。何處からめざしてゐるかと云えば此處からめざしているのである、今立つてゐる處から千里のはるかをめざす。此處に立つてゐるのでなければ、夢みていふかふうわりしていふかである。めざすといふことに意義があるのは、あの千里の先も此處からといふ此處が大切なのである。たゞ夢める心は、こゝを忘れて將來を思ふこともある。しかし教育といふじみちなことでは、こゝの可能性が大切である。人格を完成しようと、今を踏襲して行つては困る。現在を忘れてはいけない。それどころか、將來の遠い希

望の可能性を現在そのものに確信して現在を大切にしてゐるのである。

そこで問題を變えて「人格とは何ぞや」ということについて考へる。多くの人格論は人格の完成したところに就いていふ。つまり出來上つた人格の形よりも、その構成要素が大切である。出來上つた形で云う時は「格」と云う字が大切な意味をもつ。しかしながら、出來て行くであろうと、今では「人」と云う字が根本である。私達の幼稚園ではこの四月新に幼兒を受取つたが「人格」としてちゃんとしたのは一人もない。しかし格こそ出來ないが「人間」である事は實にいきくと充分に感じた。元來幼稚園での私達の樂しみは生の人間性に基づくことである。幼兒にはまだ人格は出來ていないが、最も人間的である。それを人間性といおう。ところで、人格は格であるが、人間性を離れた人格はない。人間性の無い人格は干物である。修身の先生から見れば幼兒は不完全極まる人格だろうが、人間性は實に溢れこぼれるほど豊かであり、形をなさないで漂いみなぎつてゐる。この人間性にこそ將來の人格が今からめざされる。そうしてこの人間性の發展にこそ人格が期待されるのである。格の完成した形ばかり考えて、この人間性を忘れたのでは、人格の本當の成長を考えているとは云えない。内輪話をすれば、教育刷新委員會でこの原案を討議している間には「教育は人間性」といふ言葉も使わ

れた位である。成文としては人格の完成となつてゐるが、人間性といふ心もちは當然含まつてゐると考へていふ。それは、教育といふものを眞生命において考えるものにとつて當然のことである。しかもこの文で大切なもう一つの點は人格完成を「めざし」とあつて「せしめ」とないことである。「せしめ」という言葉使いに關しては、また後に學校教育法の中で考へるが、めざすとだけ言つて、せしめと強く言わぬこところに、人間性から人格への自然のつながりの妙味が感じられるのである。實に幼兒教育では、人格論も、人間性啓發に盡きるといつてもいいであろう。

但、學校教育法の幼稚園のところには、とりたて、「人間性」という言葉は出て來ない。併し、牛の仔や豚の仔の幼稚園でない限り、これは當りまることである。又更めて書いてないけれども、その學校教育法は教育基本法に基いてゐるのであるから、これは云うまでもないことである。若し、教育基本法なしに、直に學校教育法の第七章のみを見ても「人間性の啓發」という幼稚園教育の主目的がはつきりしないかも知れない。そんなことがあつたら、それこそゆっしいことである。どうしても、教育基本法第一條から考へてゆかなければならぬ。

教育の目的として、殊に平和的、民主的、文化的教育において、「平和的國家社會の形成者になる」眞理正義を愛す」ということの大切なのは素よりである。幼稚園教育としても、これを大切な目的としなければならぬが、それはもうよ

くお分りのことゝと思つので、次の「個人の價値を重んずる」ということに就て一言する。私達は小さい子に對しては、愛する心の霞にぼやけ、個人の價値を重んずるといつた觀念が少くなりがちである。僅に心理學的・科學的根據に於て個性を重んずることはしても、個人としての價値の尊嚴をしつかりと思つてしないことがあり易い。又私共は、幼兒自身をして眞に個人としての價値を重んじさせようとして教育していく。これも幼兒に今すぐ完全に要求することは出來ぬが、幼兒が生物的知識的に發達するばかりでなく、「個人の價値を重んずる」人間に發達しなければ教育とはいえない。このことは幼稚園の教育の實際の中に、網の目のようにこまかく入つて來る問題であつて、我々はいつもこの大切な目的を忘れてはならない。次に、「勤勞を重んじ」ということであるが大人の勤勞の場合での意味がそのまま幼兒にあてはまらぬ事は勿論として、しかも幼兒の中にも立派にある問題である。勤勞の生産的意義などは別として、勤勞的性格という意味では、幼兒教育の目的の中で、しつかり考えられていなければならない。次の「自主的精祿」。これは平易な言葉で云えれば「自分の事は自分でする」と云うことである、幼兒教育で昔から重きをおかれていることであるが、特にデモクラツクな生活者として、その大切なことは論するまでもない。

以上、教育基本法における教育の目的の略説であるが、幼稚園教育に於ては毎日幼兒と遊び、はなから見たら全くたわいないようなことをしているのであるが、たえずこの大きな目

的を目的としていることを忘れてはならない。幼稚園教育の真意を知らない人は「幼稚園の先生は本當に大變ですね」と云う。そしてそれは子供と一緒ににはねまわつて疲れるだろうということ、こまゝした世話の一通りでないことを指すのである。けれども眞に大變なのは、そんなことではなく、あの児童を相手に、この教育目的を實現せんとする事である。小學校・中學校・高等学校・大學と、だん／＼上の學校では、大してむつかしくないかも知れない。しかし、幼稚園では實にむつかしい。大きな目的を持つてゐる人は、目的が目的だけであつてしまふし、児童に即してゐる人は餘りに即してしまう。教育としてはこの兩方が一つにならなくてはならないのである。

三 教育基本法第二條（教育の方針）

第二條には教育の方針が書かれてゐる。

「教育の目的は、あらゆる機會、あらゆる場所において實現せられなければならない。この目的を達成するためには、學問の自由を尊重し、實際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢献するように努めなければならない。」

二つは、程度の高い學校で學問が教授される時、甚だむつか

しい事にされてゐる。實際生活に即することは、學ぶ事習う事が高くなる程むづかしくする。しかもそれに對して、新しい教育では實際生活に即することを重んずる。たとえば、新制中學校の大きな特色であり、大いに苦心されているところでもある。實際生活に即そうとすると、とかく學問的知識が薄くなりがちである。學問的知識というものは抽象であり、事實實際から遊離し易い。だから實際生活に即しつゝ、學問的知識の程度を下げぬようにしてはどうか。児童にいとされる。しかしこれが児童教育に於てはどうか。児童に於て實際生活とは遊んでいることである。大人のように大工さん、鍛冶屋さんなど云う實際生活ではないが、児童に於ては遊びは實にリアルな實際である。幼稚園において、遊びわけても自由遊戲を尊重する理由はいろいろあるが、その一番深い理由はそこに児童の實際生活があるからである。「畫のかき方」「歌のうたご方」「もの作り方」等は児童として藝術であり、作業である。それにひきかえ、自由遊戲は實に児童の實際生活である。自由遊戲は、大人がこれを見る時、ロマンチックであり、ふうわりとしたものである。しかし児童自らにとつては實にリアルなのである。若し先生が、「砂で汚れた手を洗ひ實際生活を離れて、教育の中にお入りなさい」と言つたとする。すると児童は、こう云うであらう。「私は先生の教育のいいだは空虚なのよ。先生が云うとおりしていれば、筋肉は發達し、技能は進歩し、知識はつくけれども、それは私の實際生活ではありません」と、それに対して、遊

んでいる時、幼児は彼等としての實際生活に充實しているの

で、幼稚園としては、そこに即してゆかなければならぬ。自由遊戯を藝術的・心理學的・休息的に尊重してゐる人は多いが、私が幼児教育に自由遊戯を尊重するのは、それによつて實際生活に即して教育してゆけるからである。

次に「自發的精神を養ふ」。この自發的といふ言葉は從來も使い古るされて來た。しかし實際生活を離れた自發的とはどうだろうことにならうか、それは寢言である。さあ——實際生活をやめて教育に來れということは、上の學校では行われるであろうが幼稚園では意味がない。保育の合圖の鐘をならし、その中で無理にさせる事、すなわち遊戯的實際生活から離れて来させては、決して眞の自發は出來ない。幼児が面白がつてしまふからと云つて、本當の自發ではない。本當の自發は實際生活にそくした中においてこそ行われるものである。こゝまで考えた時「自發的精神を養ふ」ということの、幼稚園教育の目的としての意味がわかつてくる。

四 教育基本法第三條以下

第三條は教育機會の均等の事について述べてある。憲法に基づいて人間は皆平等である、教育を受くるの権利に於ても平等である、故に幼稚園の教育も、すべての幼児に一元の義務教育としてなされてよい筈である。しかしこれは制度上の事であるから多く言わないとして、私のこと云ひたのは、萬一、折角幼児を集めながらその教育に差別があつては

ならないことである。

第四條は義務教育の事。九年とすることで幼稚園には今直接關係がない。しかし幼稚園の義務制は教育刷新委員會の希望決議になりてることで、その實現の一日も早くことを望み得る。

第五條は男女共學が教育上認められねばならぬと云う事。幼稚園では今まで男女を差別してはしない。ただとえ一緒にしてても、男女に對する先生の考がしびりであつたら、本當の保育ではないであらう。

第六條は法律で定める學校は公の性質を持ち、法で定める學校の教員は全體の奉仕者であるという事。この「全體の奉仕」とは何か或る主體への奉仕でなく公の奉仕であると云う意味である。但、その意味は前の非民主的の「公」とは變つてゐるが學校の設立が公立であらうと、私立であらうと社會全體のためにする公の性質のものであるとこうことである。

第七條は社會教育の事。

第八條は政治教育の事。

第九條には大事な宗教々育の問題が書かれてある。宗教は信仰の自由を憲法で保證されていることと、その意味では問題はない。又、宗教は人間性の一つの動きであつて、人間性の開拓の上からは獎勵せらるべきことである。しかし學校教育となると社會的關係に於て問題が起る。そこで「宗教に關する寬容の態度及び宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。國及び地方公共團體が設置

する學校は、特定の宗教教育その他宗教活動をしてはならない。」という表現がしてあるのである。宗教はそれ／＼の特質に於て、それ／＼自由な信條をもつものであり、それは各自尊重さるべきものであるが、しかしそれを偏し教育することは、公の學校として困難な問題にぶつかつてくる。そこでこのような表現をしたわけである。特定なる宗教を布教することを許されていないと共に、宗教的宽容が強調されているのである。宗教的宽容とは、自分の信仰を尊重すると共に、人の宗教を尊重するということであり、人が銘々の宗教を持つのを妨げないことである。これは、現に持つてゐる信仰を妨げないという意味にとどまらず、將來如何なる宗教を信じても／＼に對して、幼時から偏狭な考え方を押しつけてはならないという意味も含まれる。殊に幼稚園教育に關する限り

り、宗教教育は、將來こんな宗教にで、その子がいけるところの「宗教に關する宽容なる態度の」教育をすべきである。それが學校（幼稚園）としての正當の態度である。あなたの宗教をその子らが將來もつことを希望されるのは當然である。しかし法によつて立てられている學校は布教機關ではないことも當然である。そこに宗派教育と宗教教育との別もあり、宗教教育における宽容の教育の意義もあるのである。

第十條は教育行政の事。

第十一條は以上の補足。

さてこの「教育基本法」にもとづいて學校教育法が出來ているのである。その中に「學校とは小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園をいう」とあつて制度上學校以外の別扱いになつてはいないのである。

一 學校教育法における幼稚園の目的 (上)

一序 説

學校教育法において、その第七章が幼稚園になつてゐる。教育法の全體を通しては、第七十七條から第八十一條まである。

第七十七條（幼稚園として第一條）で、幼稚園の目的を示し、第七十八條（幼稚園として第二條）で、幼稚園の教育目

標を示してある。目的と目標とを分けてあるところに新規定の一つの大きい特色がある。目的とは遠い處にある。但し教育基本法に示されたるところが一番遠いわけである。それからだん／＼近よつて来るわけであるが、その大目的を實現するため幼稚園のもの任務、すなわち幼稚園といふものの目的である。目標とは、その幼稚園において幼児に達成したい目標である。保育の實際によつて實現して行かねばならぬめ

あてである。目標を立てずして目的へ行くことは出来ない。そういう意味で目的と目標とを區別する。これまで目的と目標とが區別されず、どちらともなつてはいた。幼稚園令では目的を示し目標を示さぬところに自由な奔放な處があつたともいえるが、はつきりしないことも起つた。

一一 幼稚園の目的

まず目的を問題としよう。

「幼稚園は幼児を保育し、適當な環境を與えて、その心身の發達を助長することを目的とする。」

「それはそうさ」と思う人もあるろう。しかしあ互いにとつては、これはなかなか意味深い表現である。

先ず考えてゆく便法として、前の幼稚園令とくらべてみよう。これまで幼稚園の先生の中には、勅令幼稚園令第一條を知らない人があつた。間もなく變るだろうからといふので覚えなかつたのかもしれないが、その先見のとおり、今日變つたわけであるが、その幼稚園令第一條は「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテソノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家上への鋭い興味が出て来るわけである。

先づ第一に、幼児を保育といふ言葉は前と變りがない。今度の第七十七條にも嚴として存在する。これによつて新舊に

かゝわらず「幼稚園は幼児を保育し」という言葉の大しさがわかる。これは幼稚園の諸君のお集まりで云うのは無用の事かも知れない。しかし私はいつも幼稚園の先生にこれからなろうと云う人々には、しつかりこの點をわかつてもらうようにしてゐる。それは、この點がしつかりしていないと、幼稚園として、どんな方向へそれてしまふからである。皆さんにはもうよく御承知の事とは思うけれども、もう一度新らしい感覺を以て考えて行きたい。幼稚園は「保育事業」だと云うのが社會通念になつてゐる。けれども「保育事業」だと云う言葉は幼稚園の何處を捕えて云つてゐるのか。その言葉の云わんとしている點に於て間違はない。しかし何處を捕えていつてゐるのかと云う點はよく考えなければならぬ。これは幼稚園の教育のし方をいつてゐるのである。だから「幼稚園は保育事業」と云う言葉が幼稚園の全目的をいつてゐるものと考えたら不充分である。即ち假にも「幼稚園は教育事業なり」と云う言葉を躊躇める事があれば大變である。幼稚園は保育事業であるが、保育事業たる以上に教育事業である。これをはつきりきめておかないと幼稚園が死んでしまう。これは、私一個人の幼稚園に對する見解・意見・希望からいつた單なる理想論ではない。本質的な問題である。今それを辯證的にいつてみよう。今や幼稚園は學校教育法の中に入つてゐるのである。前の幼稚園令の時ですら、教育事業だと云われていた。それが學校教育法中に入つた今日、明らかに教育事業たる小學校・中學校・高等學校・大學とは別の本

質のもので、小學校・中學校・高等學校・大學は教育事業だが、幼稚園は教育事業でないと、どこからいうことが出来よう。今までには幼稚園令として獨立していなかったから、いろいろにも考へられたかも知れない。ところが今度は、はつきりと教育を規定する學校教育法の中に入つてゐるのである。これは本質的に「幼稚園は教育事業なり。」と云ふことが、しつかり確立されたものと云わなければならぬ。國家は教育を規定する教育の法律の中に幼稚園を入れてゐるのである。この理論的根據に基づき、私は「幼稚園は教育事業なり」とはつきり云う。

さて、「幼稚園は教育事業なり。」と云うのに何故「幼兒を教育し」と書かなければとう事になる。「保育し」など云うから幼稚園本來の「教育」の方面が忘れられてくる。だから「保育し」をやめて、幼稚園に限り「教育し」としようといふのが、幼稚園を理解し、頭のいい人々の間に云われて來たことすらあるのである。しかし「保育し」と書いてある。何故であろう。結論としてこう云える。幼稚園の目的が教育にあると云うのは、假に相手が幼兒である事を考へず、これも亦人間であるといふ事だけで考へた場合であると思う。皆さんはあの幼兒を抱いて、實に人間であると思うであろう。幼兒が三歳の子・四歳の子たる事を忘れるのではないが、人間として抱いて居る時、皆さんは幼兒を教育する事を考へる。しかし、實に三歳である。四歳であると云う事に心がそそられた時に、保育してやらねばならぬと考えるであろう。こ

で私は「保育」と云う言葉を用ひる。つまり幼兒に於て「教育」とは「人間事業」である。この意味では幼稚園は教育である。たゞ、じょけなき、自らを自らで處理出来ぬ幼兒であるのを思う時「保育」と云う言葉が現わってくる。

保育とはあの幼兒の幼い生活を細やかにケヤー即ち世話をすることである。イギリスのナースリィスクールではケヤーと云う事をよく云い、アメリカの今日の幼稚園でも多く云われてゐる。大學生に對してはケヤーする必要はない。勿論息子の全生活を心配してくる親は、幾歳になつても care を忘れられない。しかし學校は一まずケヤーから離れて教育の面を受持つが、幼稚園は相手があの幼兒であるからケヤーをば忘れないのである。ケヤーは、「細やかに世話をすることである。「はなが出たら自分で拭け。こちらは教育する。」「怪我をしたら自分で薬をつける。先生は教育者なり」これではやつて行けない。自らおのれを支えられぬ helpless な幼兒である。誰か世話をしなければならない。だから多分にケヤーが入つてくるのである。保育所の方々は母の忙がしさに家庭でケヤーしてあるのをねじらし子等の爲に、教育の事に心の動く前にケヤーの心が先づ動いてられるのである。飢えたものに食らわせ、寒い者に衣服を與え、汚れた者を洗つてやる。それを精一杯行わると共に専ら保育事業の姿がある。しかし、これは保育所に限らない。教育を目的として出發した時でも、幼兒事業であるからにはケヤーをはなれる事は出來ぬのである。すなわち目的として教育でも、相手の

年齢に基づいてケヤーがなくてはならないのである。私は敢えて年齢に基づいてと云う。「社會的實狀」からいえば多分にケヤーしてやらなければならぬという必要分量があらう。適にいえば、先生という人によつて我子のケヤーをして貰はねばならぬ「家庭狀況」もある。そうしたことの如何にかわらず保育は、幼児の「年齢」に基づく必要である。

ところで、今までのところは、對象の年齢に基づいてケヤーの必要な事をのべて來たが、こゝに、もう一つ、それとは別にケヤーの必要な考え方がある。一體教育と云う事、特に人間教育という事に缺くべからざる事は、教育者と教育を受ける者との人間的結びつきである。これなしに教育は出來ない。大學生と先生でも人間的にあれ合う事なしには教育出來ない、高等學校、中學、小學生に於て愈々然りである、大まかに中學校上級生から大學にかけての接觸では、先生の學問にふれると云う事もあり、人格にふれると云う事もある。しかし幼兒に對して「學問的意見を交換しよう」という事も出来ないし、幼兒の方から、「あの先生は學問的蘊蓄があるから」と近づいて來る事も、「人格的にすぐれているから」としたつて來る事もない。ところが、また、人間的だといつて幼兒をいくら抱きしめてみたところで、結びつくものでもないし頗すりしてみても結びつくものでもない。幼兒を眞にあなたに結びつけるのは一體何であらうか。曰く「愛を持て」と誰れもいふ。しかし、愛といつてたゞ、心を心に通わせ得るものでもない。實際に鼻汁拭いてやるより他はない。私は

ひひる世の母達に云う。生んだが故にその子がなつくと思うと間違ひである。「お前を生んだのは私だよ」といつてみても子供は只「そうですか」と答える丈であろう。なつくのは世話をし、實際に育てゝいるからである。細かい世話がゆき屈くからである。幼稚園の先生とて同じである。但し、結びつく爲に世話するのではないが、手が濡れていれば拭いてやる、その何でもないような事が始終ある時あなたとその子と結びつくのである。教育は人間的接觸なしには出發しない。そして相手が幼兒だからケヤーなしには人間的接觸なしには出發しない。保育する事なしに教育する事は出來ないのである。

さて第一段では年齢的であり、第二段ではケヤーの道を通りずしてその子を教育する道はないといふ事をのべた。どちらにせよ、教育はその上でのことである。但しケヤーがすんでから、それから教育にとりかかると言ふのではない。世話を通じての教育であり世話なしに教育する可能性はないといふ譯である。幼稚園が「保育」という字を忘れぬ所以はこゝにある、必要の方面から始めた保育所の方が保育するのは當然であるが、その必要が多くなく始めた場合でも、保育する事なしには幼兒教育出來ないのである、ケヤーして下さる先生が歌つて下さる。歌を描いて下さるのである。そのケヤーを忘れてしまつて、只歌の問題、訓育の問題としては幼兒教育は成立しない。この意味で「私は教育者たる前に保育者たる事を望む」と皆さんがおつしやつてもいいのである。

以上、保育を強調してきたが、だからと云つて幼兒を保育

せんとする人は保育だけで事了るものではない。保育の必要に迫られ、それに揮身の努力を擲げてなお足りぬと云う保育事業者にしてもそれ丈では事了るまい。此處が「幼児教育は保育だがやはり教育だ。教育的精神なるべからず」という所である。これについて私は或る歴史的話を申し上げよう。フレーベルが幼稚園と云う言葉をこしらえるについて、多くはフレーベルの心理學が、兒童觀が、教育論が、フレーベルの幼稚園をこしらえたといわれる。しかし歴史的事實で忘れる事の出来ないのは、フレーベルは幼兒の教育が必要であり可能である事を考えてヘルリンの託児所を見學した事である。これは學說のかげに隠れてあまり知られていない事かも知れないが。そのフレーベルの見た託児所でケヤーをすると同時に教育的、精神があつたら、フレーベルは新に幼稚園を作らず、これに參加する丈でよかつたであろう。しかし當時の託児所はケヤーのみにとどまり（實はそれもほんとうには出来ぬ）頗る非教育的であつた。フレーベルはケヤーの必要を認めめたが、特に教育精神に出發して、當時の託児事業を刷新するべく幼稚園をこしらえたのである。その幼稚園は實にフレーベルの教育哲學を一ぱいにした教育事業であつたが、そこへ來ている大多數は靴のない子であつたからケヤーなしに過す日は一日もなかつたのである。フレーベルの幼稚園はとく花園の如き物と考えがちであるが、實はこういう處であつたのである。更に話をさかのぼらせて、そのフレーベルを失望させた託児所とはどういうものか。昔アルサスロレンスの

地に大そう慈悲心に細やかなる教會の牧師さんがあつた。彼はその教區の子が親から捨てられてゐるのを可憐そうに思い打捨て難く思つた。ところが幸に其處に勤めていた女中が非常に慈愛に富んでいて、徹底的ケヤーの仕事をした。これが託児所の始まりである。さてこの牧師さんは「何とお腹の空いた、汚い着物の子であろう」と思ふ、それがじらしくてたまらなかつたにも相違ないが、人間として見る心の中には、その子の胃袋の問題、衣服の問題の他に、魂の問題をも心配したに相違ない。又、それを受けた女中もそのことに無関係であつたとは考えられない。こゝに、託児所の崇高なる起源があるのである。その後現代都市の發達の上からとり敢えず工場に託児所をおいた。こゝには現代都市生活に基づく託児所が發達したのである。この現代に起つた物とアルサスロレンスの物とどんな關係があるかは此處では論じない。簡単に云えば、アルサスロレンスのは慈善事業であつたし、後の現代の物は社會事業であつたのである。ところで、フレーベルのみた託児所がそのどちらであつたか私は知らない。或は慈善事業として慈愛心の薄らぎつた託児所であつたか、初めから單なる社會理念上の事業であつたか、どつちにしても、當時のドイツの託児所はフレーベルをして満足せしめたのである。